

季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ

積丹町では、季節性インフルエンザ予防接種を下記のとおり実施いたします。

※この予防接種は毎年行っている季節性インフルエンザの予防接種です。

接種対象者

① 65歳以上（接種日現在満年齢）の町民

② 60歳以上65歳未満（接種日現在満年齢）で、心臓・腎臓もしくは呼吸器等の機能障害・免疫不全の障害（身体障害者手帳1級程度）のある方

接種回数 1回

個人負担接種料金 1,000円

- ・生活保護受給世帯の方は無料。
- ・直接医療機関へ支払ってください。
- ・接種料金 消費税を含む2,625円のうち1,625円を町が負担します。

接種実施期間 平成21年11月4日(水)～平成22年1月29日(金)まで

実施医療機関 積丹町立国保診療所 1箇所です

※ 医療機関、施設等に入院・入所中の方は、その医療機関等に直接ご相談下さい。

申込み方法 積丹町国保診療所（電話44-2175）

医療機関へ事前に直接申し込み下さい。

町の予防接種対象（高齢者）以外の方も、個人で予防接種を受けることができます。

（参考）国保診療所 中学生以上 2,625円/1回、

小学生まで 2,100円/1回

※希望される方は、事前に申込みが必要です。



※季節性インフルエンザワクチンが、昨年に比べ8割程度しか国保診療所には

入荷されませんので、希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先 積丹町役場住民福祉課 電話44-2111（内線284）

季節性インフルエンザ予防接種

1 季節性インフルエンザと新型インフルエンザの違い

季節性のインフルエンザとは、毎年冬季に流行するインフルエンザのことであり、A型（H1N1、ソ連型、H3N2：香港型）やB型ウイルスなどの種類があります。ほとんどの人は、これらのウイルスに対して、過去に感染したり、ワクチンを接種により基礎免疫を持っているため、感染しにくい、もしくは感染しても重症化することはほとんどありません。ただし、乳幼児や高齢者、慢性疾患を持っている方は、注意が必要です。

これに対し、新型インフルエンザは、ほとんどの人がまだ免疫をもっておらず、いったん発症すると、1～2年間大流行して国民の7割程度の人が感染し、免疫を持つようになると、今までのウイルスと入れ替わって季節性のインフルエンザとして次の新型インフルエンザが出てくるまで、毎年流行し続けるようになります。

2 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などの症状もみられます。普通のかぜと比較して全身症状が強いのが特徴です。

また、インフルエンザは流行が始まると、短時間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点でも普通のかぜとは異なります。

さらに、普通のかぜが流行しても死亡する人はあまり増えませんが、インフルエンザが流行すると、特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者の死亡率がふだんより高くなるという点でも普通のかぜとは異なります。

3 インフルエンザの予防

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは世界的にも認められている最も有効な予防法です。インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染しますから、感染予防のためには人込みは避けましょう。

また、常日頃から十分な栄養や休息をとることも大事です。インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

4 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。我が国においても高齢者の発生防止や特に重症化に有効であることが確認されています。65歳以上の高齢者に対して行った調査では、予防接種を受けないでインフルエンザにかかった人の34%～55%は、予防接種を受けていればインフルエンザにかからずに済んだこと、また、予防接種を受けないでインフルエンザにかかって死亡した人の82%は、予防接種を受けていれば死亡せずに済んだことが報告されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は5ヶ月間とされています。

より効率的に有効性を高めるには、毎年インフルエンザが流行する前の12月上旬までに接種を受けておく必要があります。(健康状態の良好なとき)

5 インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが通常2～3日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどの症状がみられることもありますが、これも通常2～3日のうちに治ります。

さらに、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状があらわれる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などの症状があらわれることがあります。

6 接種対象年齢等

法律で定められたインフルエンザの予防接種の対象者は、65歳以上の方、及び60歳以上65歳未満の方で、一定の心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方(身体障害者手帳1級程度)です。60歳以上65歳未満の方は、これらを証明する医師の診断書又は身体手帳など、接種対象者であることの認定に必要な資料の提出を求めますので、事前に相談願います。しかし、接種を受けることの義務はなく、本人が接種を希望する場合に限り接種を行います。(法律で定められたインフルエンザ予防接種の対象者以外の方は、従来どおり、任意の予防接種として接種することができます。)

7 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意事項

インフルエンザ予防接種について、この資料をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、役場住民福祉課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種をうけないでください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種をうける方が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることが出来ない人

① 明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5度を超える場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある人

「アナフィラキシーショック」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、おう吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

- ④ 4週間以内に生ワクチンの予防接種を受けた人
- ⑤ 1週間以内に不活化ワクチン又はトキソイドの予防接種を受けた人
- ⑥ 麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどのウイルス性疾患にかかった人で、4週間程度経過していない人、（これらの疾患にかかった可能性のある人も接種を控えましょう。）
- ⑦ その他、医師が不適切な状態と判断した場合
上の①～⑥に入らなくても医師が接種不相当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、じん臓病、肝臓病、血液疾患、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人
- ⑤ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対してアレルギーがあるといわれたことがある人

8 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意しましょう。特に30分以内は、急な副反応がおこることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、体調の変化に留意し、接種後24時間以内は激しい運動や大量の飲酒はさけましょう。
- ④ 接種後、1週間以内は他の予防接種を受けないようにしましょう。

9 その他

(1) 副反応がおこった場合

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱を伴ってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返すおう吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などの症状が現れたら、医師（医療機関）の診察を受けるとともに、その旨を積丹町役場住民福祉課に届け出てください。

(2) 分からないことなどは下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

積丹町役場住民福祉課 電話 44-2111

(H21.10.20)